

祭典行事等に付随する食品営業類似行為に関する指導要領

第1 目的

この要領は、祭典行事等において、社会通念上、営業と認められない範囲で食品を提供する等の食品営業類似行為に対し、公衆衛生の確保の観点から必要な指導事項等を定め、これに起因する食品の危害発生防止に資することを目的とする。

第2 定義

この要領に定める食品営業類似行為とは、祭典行事等において、社会通念上、営業と認められない範囲で食品を提供し主催者（自治会、学校、PTA、社会福祉施設、商工会、事業所等）が行う祭典行事等に付随して臨時的に行われるもので、主催者の責任の下で行われる食品等を提供する行為をいう、

ただし、その行為が反復継続性を有し、社会通念上「営業」と認識される行為を除く。

(1) 対象の範囲

以下の形態をとるものであって、営利を目的としないもの。

- ・町内会や自治会等の住民組織が行う祭り、イベント
- ・地方公共団体が主催、共催するイベント
- ・学校等（PTA、保育園、幼稚園を含む。）が行う学校祭、バザー
- ・福祉団体が自らの施設を利用する関係者に対して行う各種行事
- ・企業又は関連団体が地域住民に対して行う産業祭
- ・神社、仏閣等が行う縁日祭礼

など

(2) 開催頻度

同一の主催者が同様形態で実施する祭典行事等に付随する食品営業類似行為の開催頻度は、出店が1年に2回程度、かつその日数が連続して1～3日程度を目安とする。

第3 提供食品

原則として、祭典行事等参加者がその場で飲食するものとし、調理・加工が簡易なもの、提供直前に加熱するものとし、提供食品例は次のとおりとする。

(1) 調理・加工が簡易なもの（カキ氷、酒類、ジュース類等）

(2) 調理・加工が簡易で提供直前に加熱するもの（たこ焼き、お好み焼き、焼きそば、焼き鳥、からあげ、ホットドック、めん類、おでん、豚汁、回転焼き、たい焼き、ぜんざい等）

第4 遵守事項

主催者は、事前に祭典行事等開催地を管轄する保健所長に食品営業類似行為等実施計画報告書（別記様式）を提出し、食品衛生に関する指導を受けること。

ただし、報告者が食品取扱者でない場合は、保健所での指導事項について報告者が食品取扱者に対して指示徹底すること。

第5 指導事項

報告書の提出を受けた保健所長は、取扱品目等報告内容を確認するとともに、各食品を提供することにより起こりうる危害について、報告者に説明し認識させること。

また「食品営業類似行為に係る衛生上の注意点について」を配布し、危害発生の防止に努めるよう食品衛生指導を行うこと。

附則

（施行期日）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領を、令和6年3月15日から一部改正する。